

## エコハウス設備設置補助金（既設窓の断熱改修）Q&A

Q01. 窓の改修はどの部屋が対象ですか。

A01. 居室（リビングダイニング、寝室、和室等）の改修が対象です。非居室（浴室、トイレ、廊下、キッチン等）については、居室とあわせて改修することで補助対象とすることができます。

Q02. 浴室の窓を改修したいのですが、対象にはなりませんか。

A02. 浴室は定義上非居室となりますが、浴室の断熱改修は、ヒートショック対策としても有効なことから、他の居室と同時に改修する場合に限り、補助対象経費に含むことができるものとします。

Q03. 居室とは？

A03. 建築基準法第2条4号に「居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室をいう。」と定義されています。そのため、玄関、廊下、トイレ、浴室、キッチンは非居室となります。

Q04. 1部屋だけの改修でも補助が出ますか。

A04. 1部屋でも構いませんが、1居室すべての窓の改修が必要です。

Q05. 部屋に小さな小窓があります。この窓も改修しないといけないのでしょうか。

A05. 目安として、換気小窓（障子に組み込まれ、障子を閉めた状態で換気を行うことができる小窓をいう。）、300mm×200mm以下のガラスを用いた窓については、改修要件とはしません。

Q06. 部屋にジャロジー窓があります。この窓も改修しないといけないのでしょうか。

A06. 換気を目的としたジャロジー窓については、改修要件とはしません。

Q07. ガラスが組み込まれたテラスドアや勝手口ドアは、改修する必要はありますか。

A07. テラスドアや勝手口ドアは改修要件とはしません。

Q08. 1居室のすべての窓を改修することが必要なことは理解しましたが、その他の部屋を改修する場合も、部屋のすべての窓の改修が必要ですか。

A08. ご認識のとおりです。断熱効果を実感するためにも、部屋のすべての窓を交換するほうが、効果的と思われます。

Q09. 部屋同士の仕切りが無い場合、1部屋はどこまでの範囲になりますか。

A09. 仕切りが無く同一空間の場合は、1居室とみなします。

Q10. 部屋同士の仕切り（引き戸）にガラスが使われている場合、このガラスも改修しないといけないのですか。

A10. 基本的には、外気に接する窓の改修を必須としますので、不要です。また、改修した場合も補助対象外となります。

Q11. 改修を予定している場合に、既に高断熱窓となっている窓が一部あります。この窓も改修しなければいけないのですか。

A11. 既に設置されている窓が、今回の補助条件であるSII登録製品であれば、その窓は改修不要とします。

Q12. ガラスの熱還流率が2.33以下のものを取り付ける部屋と、それ以上の熱還流率のものを取り付ける部屋がありますが、補助対象はどこまでですか。

A12. 補助対象はガラスの熱還流率が2.33以下（SII登録製品）のもののみです。同じ部屋の中で、条件を満たす窓と満たさない窓がある場合は、補助対象にはなりません。

Q13. マンションに住んでいますが、改修は可能ですか。また、必要な手続きがありますか。

A13. 可能ですが、改修内容によっては管理組合等の同意が必要な場合がありますので、必ず事前に確認していただき、同意確認書の提出をお願いしています。

Q14. 図面の提出は必要ですか？

A14. 平面図等、設置場所がわかる図面をご用意いただき、改修する窓の部分に窓番号をつけてください。また、窓番号は、窓の断熱改修確認書（第10号様式）や提出いただく写真にも記載し、整合性が取れるようにしてください。

Q15. 私は賃貸マンションのオーナーですが、住んでいる住人のために工事を行う場合は、補助金の対象になりますか。

A15. 市の補助はあくまで自分が住む部屋でないと対象になりません。国や都の補助対象となる場合がありますので、一度ご確認ください。

Q16. リフォームで部屋を増改築し、高断熱窓を設置するのですが対象となりますか？

A16. 既存住宅を増築または改築する場合、その居室も対象となります。（建替えや別棟の建設は対象外）

※上記の場合、交付申請時に提出する平面図は、増改築前と増改築後（予定）の2種類を提出してください。

※建物の増改築により窓の数や位置が変わったとしても、新たに補助対象となる高断熱窓を設置されれば対象となります。

**Q17. 家を増築し、そこに新設の窓を設置する予定ですが、補助対象となりますか。**

A17. 建替えてなければ、補助対象とします。ただし、補助条件であるように、SII登録製品を使用することが条件です。

**Q18. 経費について、他のリフォームも兼ねた工事をしていますが、工事費を分ける必要はありますか。**

A18. 必ず対象工事に係る費用を算出し、見積書とその内訳書の写しを提出してください。

**Q19. 設置費用はどこまでが含まれますか。**

A19. 材料費および取付けに必要な工事費です。

**Q20. 補助額の算出方法について教えてください。**

A20. (例) 材料費 325,500円 工事費 120,000円の場合

$325,500$  (材料費) +  $120,000$  (工事費) × 消費税 =  $481,140$ 円

$481,140 \times 1/5 \div 96,000$ 円 (千円未満切捨)

なお、国や都など他の補助金がある場合は、補助額が支出額を上回らない範囲で支給  
します。

**Q21. 確認すると、家が防火地域内であることがわかりました。補助は受けられますか。**

A21. 補助は受けられますが、改修にあたり建築基準法等の関連法案は必ず遵守してください。耐火窓にする等、法令上の理由で補助条件が満たせない場合は、その窓は補助要件から外します。

**Q22. 国や都の補助金も併用するつもりですが、手続きの違いについて知りたい。**

A22. 国も都も、補助金申請は契約締結前に申請することとなっています。一方で、市の補助は契約締結後で工事着工前に申請していただくこととなります。市の補助条件は東京都のものになるべく合わせるように設定していますが、細かい部分はお手数ですがそれぞれの担当に確認をしてください。

**Q23. 補助対象となる高断熱窓に該当する製品は、どうやって調べれば良いですか。**

A23. 一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)のホームページで「高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業(断熱リノベ)」から検索してください。

**Q24. シャッターと一体で高断熱窓を設置したいのですが、シャッターは対象となりますか。**

A24. シャッターや雨戸・網戸、防犯用の格子や飾り格子等の窓付属部材は対象となりま

せん。シャッターの部分と高断熱窓の部分の費用（材料費及び工事費）を分けて見積をとってください。